

2025 年 8 月 12 日

各 位

八十二オートリース株式会社

リース契約における差額精算業務終了のご案内

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

弊社ではこれまで、ご契約中のリース料金に含まれております自動車重量税および自賠責保険料につきまして、法令改定等に伴い発生した過不足分の精算（請求または返金）を行ってまいりました。

しかしながら、近年の自動車関連税制改正は頻度が増し、制度も一層複雑化しております。さらに、次世代自動車の普及に伴い、行政の運用方針も流動的であり、これにより請求・返金業務においてお客様に事務的なご負担をおかけする状況が生じております。

こうした背景を踏まえ、弊社では 2024 年 10 月以降に継続車検を受けられたメンテナンス契約のご契約より、税制改正および自賠責保険料改定に伴う差額精算の取り扱いを終了させていただくことといたしました。なお、これに伴う、ご契約時のリース料の変更はございません。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

本件に関しましてご不明な点がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

八十二オートリース株式会社

営業企画部 担当：横谷・塚田

TEL：026-223-6582